

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年5月31日

担当	東京労働局労働基準部安全課 課長 小嶋三喜雄 主任安全専門官 飯塚 直樹 安全専門官 横山 高志 電話 03(3512)1615
----	--

Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間を 実施します。(6月1日～7月31日)

～死亡災害の撲滅に向けた集中的取組～

東京労働局(局長 辻田博)では、令和4年の建設業における死亡者数が13人(5月18日現在)となっており、第13次東京労働局労働災害防止計画の建設業における数値目標(死亡者数23人以下)の達成に向け危機的な状況となっております。

死亡者数全体の約7割が墜落・転落によるものであり、墜落制止用器具の未使用等、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないことが懸念されることから、本年6月1日から7月31日までの期間を「SafeWork 建設現場死亡災害撲滅取組期間」として設定し、死亡災害撲滅のための取組を行います。

【取組概要】(詳細は、別添1「実施要綱」参照)

- 1 建設業労働災害防止関係団体等への本期間中のパトロール強化の要請(別添2)**
局長から文書により各建設業労働災害防止関係団体等の長あて、死亡災害撲滅を目的とした本期間中のパトロール強化等の要請を行いました。
- 2 パトロールの実施**
局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同によるパトロールの実施(6月27日予定)
局長パトロールの実施(7月6日予定)
及び の詳細は決まり次第改めてお知らせいたします。
- 3 集中的な現場指導の実施**
東京労働局及び都内の各労働基準監督署では、本期間中に施工中の建設工事に対して現場指導を集中的に実施します。

添付資料

- 1 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱
- 2 各建設業労働災害防止関係団体の長あて要請文書及び要請先一覧
- 3 「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」周知用リーフレット
- 4 令和4年度東京局死亡・死傷災害発生状況、建設業死亡災害発生事例(4月末現在)
- 5 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止、WBGTを把握して熱中症を予防しましょう！



東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱

1 趣旨・目的

令和4年の東京労働局管内における建設業の死亡者数は、5月18日時点で13人と前年同期（12人）に比べ1人増加しており、この状況が続くと第13次東京労働局労働災害防止計画の建設業における数値目標（死亡者数23人以下）の達成が困難であると危惧される。

内訳をみると、死亡者数全体の約7割が墜落・転落によるものであり、墜落制止用器具の未使用等、基本的な災害防止対策が十分に講じられていない状況が認められる。

このことから、当局では「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」を設定し、現場指導等の強化を図るとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、建設事業者に対して現場パトロールの強化要請の実施など、建設業における死亡災害の撲滅を図るため、各種の取組を行うこととする。

2 取組期間

令和4年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」の実施についての発信
- (2) 建設業労働災害防止協会東京支部等関係団体、発注者、大手建設事業者に対する死亡災害撲滅を目的としたパトロール強化の要請（局）
- (3) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (4) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による安全衛生管理確認パトロールの実施
- (5) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (6) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」を会員事業者、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

（１）「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」の関係労働者等への周知

（２）店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）

（３）施工現場に対する統括管理の強化等

死亡災害を発生させない旨の現場管理者による決意表明、発信

安全衛生管理活動の強化（巡視の励行と安全総点検、計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前KY活動の的確な実施、熱中症予防対策の徹底など）

墜落・転落防止対策の徹底（高所作業自体が少なく済む工法の採用、有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底、足場における墜落防止措置及び点検の的確な実施など）

新規入場者等に対する安全衛生教育の強化（危険意識の向上、不安全行動の禁止、安全な作業手順の遵守と理解度の確認など）

6 その他

東京労働局では、上記取組期間の実績等結果について公表を行う。

各建設業労働災害防止関係団体等の長 殿

東京労働局長

死亡災害撲滅を目的とした現場パトロールの強化等について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内の建設業における労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、令和 3 年の死亡者数は 28 人（速報値）で前年の 14 人（確定値）に比べて倍増しています。また、本年における死亡者数は 5 月 18 日時点で 13 人と前年同期と比べてさらに 1 人増加しており、極めて憂慮すべき状況であるといえます。

当局においては、急増する建設業の死亡災害の撲滅に向け、昨年度に実施した Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策をはじめ、本年 4 月においても労働災害防止の取り組みに向けた決起集会を開催するなど、各種取組を行ってきたところですが、5 月に入っても死亡災害に歯止めがかかっておらず、第 13 次東京労働局労働災害防止計画の目標達成が困難であると危惧されます。

このため、当局においては建設業の死亡災害の撲滅を図るため、6 月 1 日から 7 月 31 日までを「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」と設定し、別添に定めた実施要綱により、同期間内において建設現場に対するパトロールの強化等の各種取組を展開いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に同取組期間及び実施要綱を周知するとともに、死亡災害撲滅を目指した現場パトロールの強化等の対応について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

要請先一覽

建設業労働災害防止協会東京支部

一般社団法人東京建設業協会

一般社団法人東京建物解体協会

東京建設躯体工業協同組合

一般社団法人日本基礎建設協会関東支部

東日本基礎工業協同組合

令和4年6月1日～7月31日

別添3

SafeWork建設現場 死亡災害撲滅取組期間

東京労働局（労働基準監督署）では、
集中的現場パトロールを実施します！

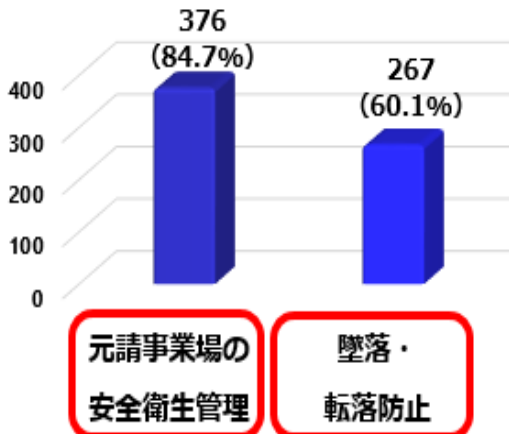


店社パトロール及び現場巡視の
強化をお願いします！

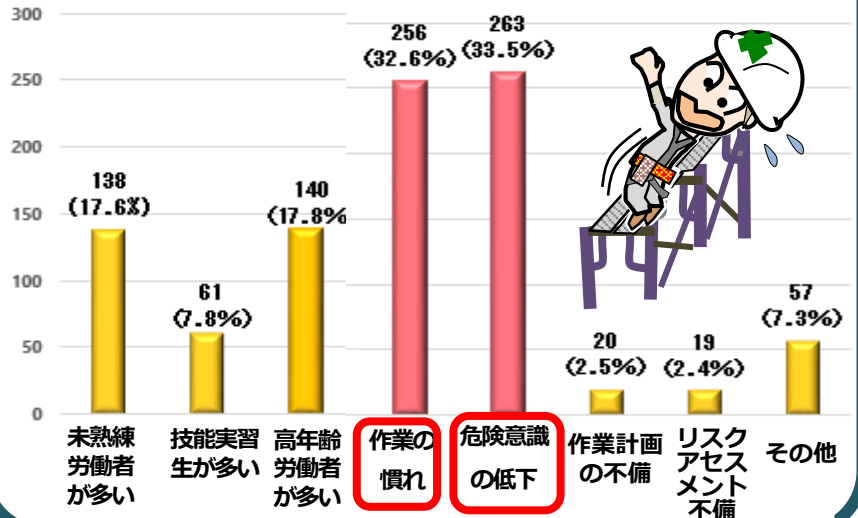
集中的現場指導結果 1 (令和3年6月)

現場指導違反事項

(6月実施: 785現場)



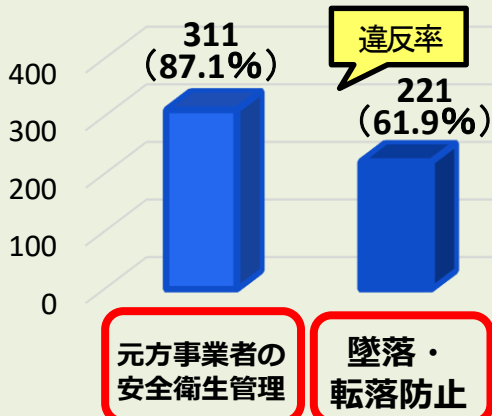
労働災害発生の要因として実感する項目



集中的現場指導結果 2 (令和3年12月)

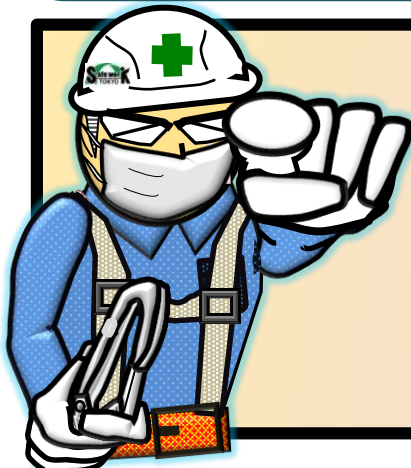
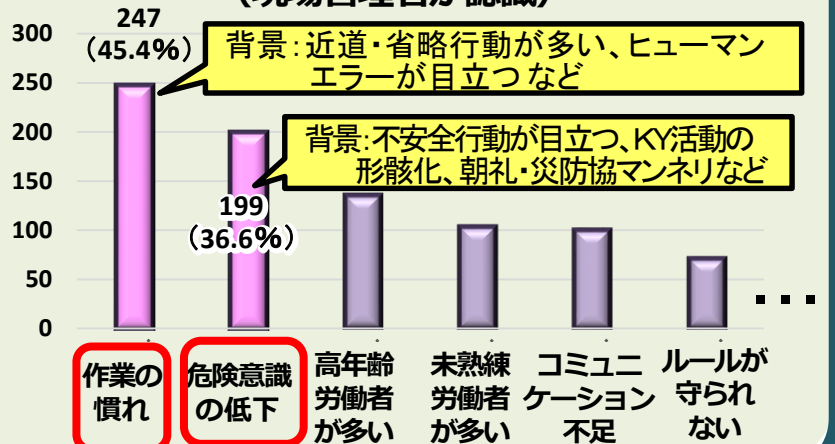
現場指導の違反事項

(12月実施: 544現場)



労働災害発生の要因として実感する項目

(現場管理者が認識)



✓ 取組期間中に実施してください!

- 1 死亡災害を発生させない決意表明
- 2 安全衛生管理活動の強化
- 3 墜落・転落防止対策の徹底
- 4 安全衛生教育の強化

労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表は以下をクリック!

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/newpage_00017.html



令和 4 年死亡災害発生状況 (4月末日 現在)

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注 1)陸 上貨物 運送事 業	ハイ ヤー・ タク シー業	その 他の 運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の 三次 産業	金融業	警備業	(注2) その他 (一次 産業)	署計
中央		1		1														1		1		2
上野		1				1																1
三田		4		4											1	1						5
品川		1		1	1																	1
大田	1																					1
渋谷		1		1																		1
新宿		1		1														1		1		1
池袋		1		1														1				1
王子																						
足立	1	1		1																		1
向島		1		1																		1
亀戸	1	2		2			1															4
江戸川		2	1			1					1	1										2
八王子	1					1								1	1						1	1
立川		1				1																1
青梅																1						1
三鷹							1															1
町田																						
小笠原																						
業種計	1	10	1	6	1	3	2							1	1	1		3		2	1	19

別添 4

上段は本年4月末日 現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

(注1) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注2) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 4 年死亡災害発生状況 (4月末日 現在)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

事故の型別	建設業						(注1) 陸上貨物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その 他の 運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の 三次 産業	金融業	警備業	(注2) その他 (一次産 業)	事故の 型計
	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その 他の 建設 業																
墜落、転落		8		6	1	2	1							1	1			1		1	1	12
転倒	6			5		1										1		2		1	1	8
激突																						
飛来、落下	1																					1
崩壊、倒壊	1			1																		1
激突され																						
はさまれ、巻 き込まれ		1				1	1								1							3
切れ、こすれ																						
踏み抜き																						
おぼれ																						
高温・低温の物 との接触																						
有害物との 接触	1	3		3																		4
感電																		1				1
爆発	1																					1
破裂																						
火災		1		1																		1
交通事故 (道路)		1		1																		1
交通事故(そ の他)																						
動作の反動、無 理な動作																						
その他											1	1										1
分類不能																						
業種計	1	10	1	6	1	3	2				1	1		1	1		3		2	1	19	
	2	12	1	10	1	1	1				1	1		1	1		1		1	1	19	

上段は本年4月末日現在(速報値)

下段は前年同期(速報値)

(注1) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注2) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和4年死傷災害発生状況（1月～4月）

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	(注2)陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸交通・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	(注3)その他(一次産業)	署計	増減率(%)
中央	1	52	6	31		15	2	2	3	41	24	44	17	27	20	54	53	88	3	5		314	53.9
上野	2	7		3		4	2	2	3	11	7	48	45	2	2	10	10	10		4		97	90.2
三田		28	5	19		4	6	3	8	13	9	37	17	9	6	11	11	30	1	1	1	146	64.0
品川	1	13		10	1	3	9	4	2	12	11	17	12	19	19	10	5	17				104	10.6
大田	10	30	14	12	12	4	23	17	27	29	17	93	65	8	8	4		14	1	5		255	57.4
渋谷		42	12	19		11	9	7	3	38	28	131	51	15	12	17	15	42	4	15	2	306	53.0
新宿	3	34		30	1	4	8	5	3	60	31	118	87	15	11	16	10	51	1	17		313	20.8
池袋	11	34	3	24		7	17	20	3	43	36	200	116	20	15	18	12	31	1	7	1	398	26.8
王子	6	3		2		1	3	7		6	6	30	6	2	2			13		6		70	42.9
足立	14	12	1	8		3	24	18	2	30	20	245	176	7	7	6	2	18	2	7	1	377	151.3
向島	3	7		6	1	1	12	14	2	23	20	16	10	6	5	10	6	13		4		106	-56.9
亀戸	13	13	1	10		2	45	7	5	23	19	80	34	3	2	10	5	30	2	3		229	67.2
江戸川	7	24	4	6		14	26	5	2	15	14	32	17	11	11	8		11		5		141	72.0
八王子	11	21	6	12	1	3	15	2	6	24	22	220	78	20	9	12	4	26		5	2	359	51.5
立川	8	21	5	11	3	5	34	1	6	35	26	165	100	11	10	17	12	14	1	4	2	314	27.6
青梅	14	7	1	6			16			11	7	72	63	10	8	3	1	10		1	7	150	53.1
三鷹	3	33	26	7			16	11	4	21	19	108	81	17	17	10	7	18		2	1	242	48.5
町田	4	6	1	1		4	3	1	3	10	10	53	47	6	4	7	3	10	2		1	104	-29.3
小笠原		1	1																			1	-
業種計	111	388	86	217	7	85	270	126	82	445	326	1709	1022	208	168	223	156	446	18	91	18	4026	37.5
増減率(%)	-21.3	47.5	87.0	30.7	-53.3	66.7	7.1	40.0	74.5	7.7	2.8	75.8	154.2	26.8	33.3	8.8	23.8	23.5	-43.8	1.1	-10.0	37.5	

上段は本年4月末日現在（速報値）

下段は前年同期（速報値）

(注1) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注3) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和4年死傷災害発生状況(1月~4月)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木事業	建築事業	木造家屋建築事業	その他の建設業	(注2)陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸交通・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	(注3)その他(一次産業)	事故の型計	増減率(%)	
墜落、転落	7	71	6	49	3	16	54	8	8	51	27	14	10	23	12	34	24	39		10	5	314	-10.8	
転倒	27	37	6	23	1	8	36	27	20	139	105	89	70	48	37	82	68	142	10	10	41	3	650	14.0
激突	5	18	1	10		7	25	1	6	22	15	11	10	6	5	9	7	22		4		125	17.9	
飛来、落下	4	12	2	8		2	9			16	11	5	4	4	3	4	2	3				1	58	-13.4
崩壊、倒壊		10	1	5		4	13		1	10	10	2	1	1	1	1	1	2	1			1	41	5.1
激突され	1	10	1	5	1	4	7	5	4	18	13	5	5	2	1	5	4	8	1	1	1	65	-16.7	
はさまれ、巻き込まれ	28	32	8	17		7	26	1	4	17	13	9	8	7	6	14	5	24		6		162	-5.8	
切れ、こすれ	15	18	4	12	1	2	2			18	18	3	2	35	34	10	3	5				5	111	-7.5
踏み抜き	1	1		1				1				2	1									5	-28.6	
おぼれ																							-	
高温・低温の物との接触	1									5	5	1	1	20	19			2				29	0.0	
有害物等との接触	1	1				1				1	1											3	-76.9	
感電		2				2												1				3	-100.0	
爆発	1									1	1					1						1	-50.0	
破裂	1													1				1				3	-	
火災		1				1						1	1									2	-	
交通事故(道路)	3	6	1	1		4	12	59	4	35	33	17	16	7	7	2	1	54	2	11		193	19.1	
交通事故(その他)		1		1				1														2	-33.3	
動作の反動、無理な動作	18	22	1	12	1	9	74	11	13	78	62	81	65	31	22	34	17	54	3	14	2	418	4.5	
その他	2	151	56	71		24	11	12	21	34	12	1469	828	23	21	28	24	89	1	3	1	1841	129.8	
分類不能							1											1			1	3	-25.0	
業種計	111	388	86	217	7	85	270	126	82	445	326	1709	1022	208	168	223	156	446	18	91	18	4026	37.5	
増減率(%)	-21.3	47.5	87.0	30.7	-53.3	66.7	7.1	40.0	74.5	7.7	2.8	75.8	154.2	26.8	33.3	8.8	23.8	23.5	-43.8	1.1	-10.0	37.5		

上段は本年4月末日現在(速報値)

下段は前年同期(速報値)

(注1)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和4年 建設業死亡災害事例

No.	月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	その他の建設業	作業員・技能者	墜落、転落	トラックの荷台から機器をおろす作業の際、テールゲートリフターに機器を載せて位置の調整をしていたところ、被災者が機器とともにテールゲートリフターから墜落し被災者は機器の下敷きとなったもの。
			70歳代		
			20年以上30年未満	トラック	
2	1月	その他の建設業	機械修理工	はさまれ、巻き込まれ	アスファルト合材を製造するプラントの定期メンテナンスを行っていた業者の社長及び労働者1名が、ミキサー内で消耗したミキサーの羽根等を交換していたところ、当該社長から、コンプレッサーを動かすよう依頼された、業者の労働者が当該ミキサーを含むプラントの電源を投入し、ミキサーを起動し、ミキサー内で作業を行っていた社長と労働者が起動したミキサーに挟まれ、ともに死亡したもの。
			20歳代		
			1年以上5年未満	混合機、粉碎機	
3	1月	建築工事業	大工	墜落、転落	マンション建設現場1階において、一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が、脚立の横で意識不明の状態であっていたもの。
			70歳代		
			30年以上	はしご等	
4	1月	建築工事業	とび工	墜落、転落	足場解体作業に伴い、足場の10層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。
			30歳代		
			10年以上20年未満	足場	
5	1月	建築工事業	建設業	墜落、転落	戸建住宅の建設工事における地下室において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ1.1メートルの段上から転落し死亡したもの。
			60歳代		
			30年以上	はしご等	
6	2月	建築工事業	解体工	墜落、転落	2階屋上を歩いていたところ、天窗を踏み抜き墜落したもの。
			20歳代		
			1年以上5年未満	屋根、はり、もや、けた、合掌	
7	3月	その他の建設業	設備機械工	墜落、転落	建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上を台車資材を移動中に高さ19mから墜落して死亡したもの。
			20歳代		
			1年以上5年未満	作業床、歩み板	
8	3月	建築工事業	とび工	墜落、転落	地上4階建の共同住宅新築工事において、躯体南側の抱き足場の組立て作業中であつた二次請の作業員が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡した。被災者は、直前まで高さ約6.8メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものと推定される。
			60歳代		
			30年以上	足場	
9	2月	その他の建設業	その他の職種	火災	事業場敷地内の溶接場において、ガス溶接によりアースドリルの補強に用いる鉄材を溶断しようとしたところ、ガス溶接の炎が着衣に接触し、燃え広がったことにより、胸部以下の火傷を負ったもの。
			80歳代		
			30年以上	ガス溶接装置	
10	3月	建築工事業	とび工	墜落、転落	工事用ラック式エレベーターのガイドレールの盛替え作業(10階から11階)を行っていた被災者が、搬器とともに10階から1階へ墜落したもの。
			40歳代		
			20年以上30年未満	エレベータ、リフト	

本表の災害は、安全課が令和4年4月までに把握し、東京労働局管内の事業場で令和4年に発生した建設業の主な死亡災害です。

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

① マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

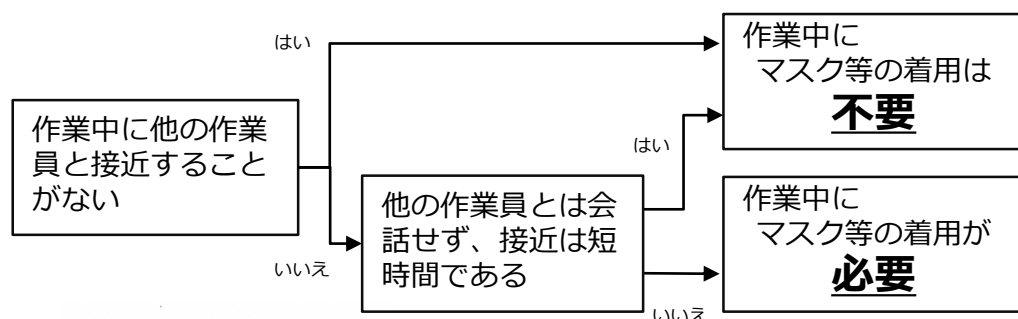
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもので、調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

② マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



マスク等着用の「必要」、「不要」は「場面の切替わり」によっても変化することに注意（裏面の1④参照）

③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(*)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(*) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさをから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等

働く仲間を熱中症リスクから守る

WBGT値を把握して
熱中症を予防しましょう!



熱中症は場合によっては死亡に至る、大変危険な障害です!

■入職直後や休暇明けは注意が必要です!

*暑熱順化が不足していると熱中症の発症リスクが高まります。

■意識が清明であっても、熱中症が疑われる場合はためらわず医療機関へ搬送しましょう!

*症状が急激に悪化し、死亡に至ることもあります。

■のどの渇きに関係なく定期的に水分・塩分を取りましょう!

*のどの渇きは脱水のサインです。「渴く前に飲む」を徹底しましょう。

WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。



WBGT指数計の使用例

STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正値を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)





組合せ	WBGT 値に加えるべき着衣補正値(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1

『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

- 特に、
- ◆暑い日・時間帯の作業開始時
 - ◆特殊な作業服を着用する時
 - ◆身体作業強度が高い時
 - ◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討する必要があります。

STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所で走る;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。
注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。